

府中町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等の危険から町民の生命及び身体の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業として、危険住宅の移転を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において府中町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、がけ地の崩壊等による危険の著しい町内の住宅であって、次の各号のいずれかに該当するものうち、既存不適格住宅又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅（以下「危険住宅」という。）の除却及び当該危険住宅に代わる住宅について金融機関その他の機関からの借入金をもって建設又は購入を行う事業とする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき広島県が指定した土砂災害特別警戒区域に存すること。
- (2) 広島県建築基準法施行条例（昭和47年広島県条例第16号。以下「県条例」という。）第3条に規定する災害危険区域に存すること。
- (3) 県条例第4条の2に規定するがけ付近の建築物

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費（1戸当たり97万5,000円を限度とする。）
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する経費（金融機関その他の機関からの借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額とし、1戸当たり415万円（建物319万円、土地96万円）を限度とする。）

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、同一の危険住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、府中町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅の平面図及び配置図、移転先の家屋平面図及び配置図並びに工事見積書
- (2) 資金計画書（様式第2号）

- (3) 危険住宅の所有権を証する書類
- (4) 金融機関等の貸付契約書等の写し（除却のみ行う場合を除く。）
- (5) 危険住宅に代わる住宅を建設又は購入する場合は、その土地の所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは府中町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは府中町建築物土砂災害対策改修促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更しようとするときは、府中町がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第5号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、府中町がけ地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、府中町がけ地近接等危険住宅移転事業完了期日変更報告書（様式第7号）により遅滞なく町長に報告してその指示を受けなければならない。

（変更等の承認）

第8条 町長は、前条第1号の変更を承認したときは府中町がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第8号）により、同条第2号の中止又は廃止を承認したときは府中町がけ地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第9条 補助対象事業の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（帳簿等の整備）

第10条 規則第9条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助対象事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は当該補助対象事業に係る補助金の交付決定があった日の属する町の会計年度の末日のいずれか早い日までに、府中町がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（平面図・精算設計書・事業着手前写真及び完了写真）

- (2) 資金調達書（様式第 1 1 号）
- (3) 金融機関等の当該事業に係る貸付証明書
- (4) 支出証拠書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第 1 2 条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに府中町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書（様式第 1 2 号）により町長に請求しなければならない。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の府中町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 3 条の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 3 0 年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。